

建設工事等に係る最低制限価格制度の改正について

令和 6 年 7 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う建設工事等から、以下のとおり最低制限価格制度の取扱いを改めます。

●適用時期

令和 6 年 7 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。

●最低制限価格の改正内容（下線部分が変更）

※最低制限価格を下回る金額を提示した入札参加者は失格となります。

（１）測量業務

建築関係の建設コンサルタント業務

土木関係の建設コンサルタント業務

地質調査業務及び補償コンサルタント業務

【業種ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の算出の基礎となった下表①から④までの合計額（千円未満の端数を切り捨てる。）】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 100 分の <u>50</u> を乗じて得た額	—
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額	諸経費の額に 100 分の 60 を乗じて得た額
土木関係の建設 コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 100 分の 90 を乗	一般管理費等の額に <u>100 分の 50</u> を

業務			じて得た額	乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費 の額	間接調査費の額 に 100 分の 90 を 乗じて得た額	解析等調査業務 費の額に 100 分の 80 を乗じて得た額	諸経費の額に <u>100 分の 50</u> を乗じ て得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費 の額	直接経費の額	その他原価の額 に 100 分の 90 を乗 じて得た額	一般管理費等の 額に <u>100 分の 50</u> を 乗じて得た額

【上限額及び下限額】

◆測量業務

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 82%～60%

◆地質調査業務

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 85%～2/3

◆その他

予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の 81%～60%

詳しくは、「長洲町建設工事等に係る最低制限価格制度実施要綱」を参照下さい。